

# 八尾市悪臭防止指導指針

## (目 的)

第1 この指導指針は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号）第22条第2項の規定に基づき、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭の排出を防止するための指導に関し必要な事項を定め、もって市民の健康と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

## (指導基準)

第2 指導基準は、別表のとおりとする。

## (対象業種)

第3 対象業種は、全業種とする。

## (適用地域)

第4 適用地域は、八尾市全域とする。

## (測定方法)

第5 測定方法は三点比較式臭袋法とし、「平成7年9月13日 環境庁告示第63号」（環境庁大気保全局）に準ずるものとする。

## (指 導)

第6 工場等から発生する悪臭の排出が指導基準に適合しないことにより、市民の生活環境が損なわれていると認める場合には当該工場等を設置している者に対し、悪臭の排出を防止するために必要な措置を取るべきことを指導するものとする。

## 附 則

この指導指針は昭和60年6月29日から施行する。

## 附 則

この指導指針は平成8年1月31日から施行する。

## 附 則

この指導指針は平成30年10月1日から施行する。

別表 指導基準

区域		基準値	臭気指数	
			敷地境界	排出口
第1種	第1種低層住居専用地域	10以下		悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出された値
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
第2種	第2種中高層住居専用地域	13以下		
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
第3種	準住居地域	15以下		
	市街化調整区域			
	近隣商業地域			
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			
	工業専用地域			

備考 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法の内、Lについては各区域ごとの敷地境界における基準値とする。